

第25回 横須賀市社会福祉審議会 高齢福祉専門分科会議事録

1. **開催日時** 令和6年1月18日（木）午後1時30分から午後2時38分まで

2. **開催場所** 横須賀市役所 消防局庁舎4階 災害対策本部室

3. 出席者

【委員】

西村分科会長、荒木委員、鈴木委員、原委員、星名委員、松尾委員
(欠席) 伊藤委員、沼田委員、半澤委員

【事務局】

介護保険課 宍戸課長、佐藤課長補佐、茂木課長補佐、関澤係長、桂係長、
国部係長、竹内主査、小西主査、横山主任、青井、村岡
福祉総務課 清家係長
地域福祉課 岩崎主査
健康増進課 川田課長、竹内主査

【傍聴者】 4名

4. 開会宣言

事務局により、開会が宣言された。続いて、出席委員が定数を充足している旨の確認がなされ、傍聴者数の報告があった。なお、本日の資料に記載している保険料等については議会の議決を必要とするものであるため、あくまでこの場では分科会としての考えをまとめていただき、最終的には議決を経て決定ということになるため、資料の取り扱いに留意いただきたいと伝えた。

5. 議事

(1) 前回会議等関連事項

議事録について

議事(1)について、議事録に基づいて事務局から説明を行った。

事務局：12月21日に開催した第24回横須賀市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会の議事録は、各委員に事前にお送りし、確認をお願いした。その結果、修正等の意見はなかったため、前回の議事録を確定させていただいてもよろしいか。

委員：(修正等の意見なし)

会 長：修正等はないようなので、確定とする。

(2) 第9期介護保険事業計画に伴う介護保険料の改定について

議事(2)について、資料1、資料3に基づいて事務局から説明を行った。

会 長：介護保険給付費の見通しを踏まえた介護保険料の改定ということで、資料1を用いて前回分科会からの変更点、最終的な介護保険料の算出について説明していただいた。要点をおさらいすると、1のように介護保険料の基準額は、国の基準や横須賀の新しい所得段階表でいうと第5段階であるが、5,800円から6,100円に上がる案になっていること、2の介護保険給付費の見込み額については前回分科会までに、介護給付費の見込みをそれぞれのサービスの過去のトレンドなどで推計していたわけであるが、その後新しく人口推計が出て、それまでの推計よりも高齢化が急速に進むという予想になったことと、横須賀の地域区分が5級地から4級地になるということで、介護報酬の単価が上がるという2点を主な変更点ということで計算し直して出しているということである。その結果は、資料3計画案の151ページに最終的な給付費の見通しの根拠ということで記載しており、サービス単価と見込み量の増分が約3.6%となっている。報酬改定率については、年末に国で決まった数値が前回分科会から変わっており、確定したものが入っている。そして、重度者の増、地域区分の変更、加算の取得などのその他の調整分ということで、色々なパラメータが確定したので、それを踏まえて計算をし直して給付費を出している。

3点目は資料1の裏面になるが、介護保険料基準額を介護給付費の見通しのみから計算すると、月額6,873円になるが、基金の取り崩しによって6,100円まで下げるという案になっている。基金とは過去の保険料の余剰分なので、一般財源の法定外繰入ではないということだが、過去も一定額ずつ取り崩して、保険料を下げるのに使っている。計画ごとに500円から700円ほど保険料を軽減するのに充てているが、今回は773円分を充てて、きりのいい6,100円という基準額を決めるという案になっている。基金の取り崩しについて、現在の基金残高のうち約6割を取り崩すということと、それにより保険料の軽減額が773円相当になるという説明があったが、第8期及び第7期ではどのようなことをしたのか、今回はどう違うのか、あるいは大体同じなのか、補足的に説明してもらいたい。

事務局：第6期では基金が14.53億円あったうち、9億円を取り崩している。第7期では基金が26億円あったうち、21億円取り崩している。第8期では計画書

に記載のとおり、基金が40億円あったうち、26億円を取り崩している。今回の第9期でも57億円あるうち、34.6億円を取り崩す。6割を少し超える額の投入だが、第10期のときにも同じように急激な上昇を避けるため、残りの4割は取っておくという形で考えている。

会 長：毎回若干の幅はあるが、基本的には6割ほどを崩して介護保険料の軽減に充てているという従来の考え方の延長線上で、今回も取り崩し額を決めていると理解すればいいか。

事務局：そのとおりである。

会 長：この部分について、質問や確認があればお願いしたい。

委 員：先ほど資料3の6ページについて、新しい人口推計が出たことで高齢化が進んだという説明があったが、どの程度高齢化が進んだのか概要で構わないので、教えていただきたい。

事務局：横須賀市は全国に比べて高齢化率が高く、早い段階で高齢化を迎えており、現在30%を超えている。11ページに認定者数の推計があり、全国では令和22年（2040年）が高齢者のピークと言われているが、横須賀市では少し早めの令和17年（2035年）に認定者数のピークを迎えるということで、全国に先駆けて高齢化が進んでいるという状況である。

会 長：前回との変更でどれだけ上がったかということと言うと、前回の第8期計画の高齢化率と比較していただくとわかるが、6ページに高齢化率のグラフがあり、これは5年前の人口推計に基づいて書かれているものだと思う。今回の第9期計画の7ページの高齢化率のグラフを比べていただくと、人口推計が更新されたことでどのくらい高齢化率が上がっているかがわかり、横須賀市について見ると、前回推計では2025年に32.7%の高齢化率になると見込まれていたが今回の推計では33.2%となり、かなり上がっている。前回分科会までのデータは、基本的にはこの5年前の推計を用いて行っていたので、新しい推計が出て、横須賀市も5年前よりもかなり高齢化が進む推計になっており、それを考慮したということによろしいか。

事務局：そのとおりである。

会 長：他にいかがか。気になる点があればお願いしたい。

ないようなので、とりあえずよろしいか。この部分は最後に答申案の一部として出てくるので、そこでまた最終的には確認していただきたいと思うが、介護保険料の改定、介護給付費の見通しに関する新しいパラメータを入れた推計及び案については、このようなことによろしいか。

(3) 国通知を踏まえた第9期介護保険事業計画期間(令和6年度から令和8年度まで)における介護保険料所得段階について

議事(3)について、資料2-1から2-4に基づいて事務局から説明を行った。

会長：所得段階表については前回分科会で、国の標準が変わるということで、基本的な考え方は、低所得層である第3段階までの保険料の引き下げを行うために高所得の方々の保険料を引き上げてその分を充てる、公費負担・投入額を増やすことで所得段階を見直すという国の方針にできるだけ合わせる形で横須賀市も見直しを行うこととした。よって第3段階までは国に合わせて料率引き下げを行うが、横須賀市の所得分布でいうと、高所得層が国の標準で使っている数字よりも少ないので、高所得層の少し下の所得層の方々にも負担していただき、低所得層の料率引き下げの財源にするといった考え方で整理し、12月時点での国の仮案をもとに議論をしたところである。その後、国の標準が出されたため、もう一度見直そうということになったところである。今回示された国の標準では、資料2-2で橙に塗られている、前回分科会で議論した13段階・14段階・15段階の線の引き方が、510万・610万・710万から、520万・620万・720万に変わった。すると、その間の所得層の方々が料率引き上げにならないという問題が生じてしまったため、この部分については、従来横須賀市で採用していた400万・600万といった100万円刻みで整理をし直し、ラインが20万円上がることによってその間の層が料率引き上げにならないなど、不公平が生じることがないように見直したということかと思う。その結果、資料2-4のように第1段階から第3段階の赤く書いてあるところの低所得の方々、横須賀ではかなり多いが、この部分については改定する保険料が数%下がることになり、基準額である第5段階以上の金額については、保険料の基準額が引き上げになる分と、所得段階の見直しによって増額になる分を合わせると、5.17%から一番高い段階では33.86%の引き上げになるという案である。

今回、保険料の基準額自体が5,800円から6,100円と5%以上上がっているわけであるが、特に高所得の方々については、所得段階の見直しによって、より負担をお願いすることになること、横須賀市の場合は高所得層の方が非常に少なく、被保数見込みを見ていただくと、第8段階から第10段階ぐらいまでの基準額より少し上の層に被保険者がたくさんいらっしゃるという、独特の構造を持っているということから、数が少ない高所得の方には国の引き上げよりも、さらに幅の大きい保険料の増額をお願いする形になるというのが、今の説明ということによろしいか。

事務局：そのとおりである。

会 長：そのようなことで、基本的な方向性については前回分科会で議論したとおりであるが、国の標準の線の引き方が12月に提示されていた仮案と違って、少し所得が高いところになってしまったことによって、国の標準そのものに合わせるものが13段階・14段階・15段階でできなくなってしまったので、従来の横須賀市の基準である400万・600万で線を引くということで調整したいという案である。いかがか。不明点や疑問点などがあれば、ご指摘いただきたい。

委 員：横須賀市は所得階層が独特なので、この案のとおりでよろしいかと思う。

1点確認だが、資料1裏面に予定収納率98.5%と記載してあるが、これは第8期計画をベースに収納率が出ているということよろしいか。

事務局：実際の収納率は99%を超えている。あつてはいけないことと承知しているが万が一、我々の努力不足で収納率が想定より低くなってしまったりする可能性を踏まえて、若干下げて98.5%という想定でいる。

会 長：収納率の見通しは、第8期計画・第9期計画案でそれぞれどのように記載しているのか。

事務局：収納率の見通しについては、従前より98.5%ということで作成している。

会 長：前回と同じということか。

事務局：そのとおりである。

会 長：これは仮置きの数字かもしれない。他に介護保険料の関係について、意見等よろしいか。

それでは、基本的にこの考え方を踏まえて計画案に盛り込むことにし、これらの介護保険料の改定及び所得段階の区分についての方針を踏まえて、第9期介護保険事業計画案（答申案）について最終的に確認をしていきたい。

（４）横須賀市高齢者保健福祉計画（第9期介護保険事業計画を含む）案について

議事（４）について、資料3に基づいて事務局から説明を行った。

会 長：本分科会のこれまでの審議の結果、計画案の完成形ということで事務局から説明をしていただいた。最終回となるので、ご指摘や疑問点などがあればと思うが、いかがか。

2点補足して説明してほしい。

1点目は、パブリック・コメントを踏まえて修正したところがあったかと思うが、どこを修正したかもう一度確認させてほしい。

もう1点は、少しわかりにくかったのだが、155ページの保健福祉事業費に入るものとして寝具丸洗いサービスなど元々入っていた事業の記載を削除

したという説明があった。前回分科会では紙おむつ支給事業等については保健福祉事業にする方向で、そうすると横須賀市の1号財源だけで実施するということになるので、要件を厳しくし、また、重点化するという説明があったかと思う。削除するとどうなるのかというところをもう少し明確に説明していただきたい。

事務局：2点目については、元々第9期計画に向けて第8期計画で、紙おむつの支給等に関しては要件を見直し、縮小して保健福祉事業費で実施するという検討結果でご審議いただいた。その後、12月22日に国から第9期も国の地域支援事業の補助金を使うことができるというような事務連絡が出たが、すでにご審議いただいております、事務局としても元々の案どおりでいきたいというところで、本文(76ページ・77ページ)を「国の制度改正に伴い、」という書き方から変更した。それに伴い、155ページについても表の数字のところにも前回分科会までは各事業の見込みを記載していたが、まとめて合計の数字のみ記載し、あわせて文章も削除したいと考えており、このことについて本日もご審議いただきたいと思っている。

会長：前回分科会で議論があったところであるため、それ以降の変更については明確にしておく必要があると思ひ質問をしたが、76ページの紙おむつ支給は包括的支援事業で行っていた、要するに157ページの財源にあるように国の負担金が入る事業として実施していたものが、寝具丸洗いと出張理容を実施している保健福祉事業に移行するという国の制度改正が12月の段階では提案されており、そうすると、国の負担金が入らなくなって、横須賀市の財源だけで実施することになるため、重点化することを考える必要はないかというのが前回分科会での議論だったと思う。その後、国の制度は引き続き包括的支援事業で行うということで維持されることになったわけであるが、これらの事業について重点化することで、より負担の重い方に重点的に支給するという方針自体は変えなくていいのではないかと考え、国の制度改正に伴うという表現は無くしながら、重点化するために、これらの事業の対象要件を見直すことにしたということか。

事務局：そのとおりである。

会長：自分も重点化するということについては賛成であるし、これでよろしいかと思うが、前回分科会で議論があった部分であり、その後の変更だったので、補足的に説明していただいた。

事務局：1点目のパブリック・コメントを踏まえた変更点については、104ページ(1)多職種連携の推進 ①地域ケア会議及び在宅療養連携会議の開催の2段落目の最後に「そして、事業実施した結果を評価し次につなげ、顔の見えるネットワークを構築しつつ課題解決を進めます。」という文章を追加で記載して

いる。

会 長：ほかに委員の皆様から質問や確認することはあるか。

委 員：20 ページの介護人材推計における課題について、供給側は年度ごとに人数が増えてきている。6 ページの人口推計では生産年齢人口が減ってきている中で、供給の人数が増えていくのは何となく違和感がある。国から提供されたワークシートで推計しているということで、内容まではわからないかもしれないが、このように人数が増えてくる理由や施策がわかれば教えていただきたい。

事務局：ワークシートに利用者数を入力し、供給の部分については介護人材実態調査に出ている離職者と採用者数から推計している。訪問系では毎年 21 人増、施設居住系では毎年 39 人減、通所系は毎年 49 人増という形で推計が出ており、それらを加味して推計値を出している。この数値が正しいかどうかという検証も含めて、今後検討していく必要があると感じている。

会 長：供給の推計は、施策の効果を読み込んで出しているわけではなく、トレンドということか。やはり頑張らないと増えていかないわけで、本分科会でも議論があったが、136 ページから 138 ページに横須賀市の介護人材施策を記載している。市でやれることにはどうしても限界があるが、やっていかなければいけないということになる。介護人材については、足りないとは言っているが絶対数は増えているわけで、処遇も改善しつつあるし、中途入職者を中心に、外国人も含めて、増えていることは増えている。それが需要にどうしても追いつかないため、引き続き、特に離職防止を中心に様々な努力をしていかなければいけないという議論が前回分科会でもあったかと思う。20 ページのワークシートを用いた推計というのは、機械的な見通しであり、これだけやるとこのくらい増えるというようなことを反映したものでは必ずしもないという性格のものかと思う。重要な視点だと思う。

ほかにいかがか。

委 員：第 8 期計画の資料編では、アンケート調査の詳細が添付されているが、第 9 期計画では、添付しないということでよろしいか。

事務局：第 9 期計画については、アンケート自体はもうホームページにアップされているため、冊子には添付しない方向で考えている。

会 長：今回が最終回で確定したいと思うので、もしご質問や、確認すべき点があればお願いしたい。いかがか。

よろしいか。それではご意見・ご質問がないようなので、事務局にかがみをつくっていただいたが、この案をもって、市長に社会福祉審議会から答申すべきであるということで、高齢福祉専門分科会から社会福祉審議会の本審議会に報告するというところでよろしいか。

委員：(異議なし)

会長：委員の皆様の了解を得たので、そのような形で進めることにさせていただきたい。本分科会も月1回ペースくらいで精力的な審議に協力をいただき、計画案をまとめるという次第になった。委員の皆様のご協力、また事務局にも感謝申し上げたい。これで終わることになるが、委員の皆様から何かコメントなどがあればお願いしたい。
よろしいか。それでは終了したいと思うが、事務局から何か伝達事項はあるか。

6. その他

以上で議事がすべて終了したことを分科会会長が宣言した。

事務局から長期間にわたって計画についてご審議いただいたことへの感謝と、次回
の開催は社会福祉審議会の全体会で1月31日(水)午後1時30分からを予定している
こと、そこで答申案を確定して市長への答申を行うことを伝え、第25回高齢福祉専門
分科会は閉会した。

※この議事録は委員等の要点筆記である。